

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度 第1回 松川町文化財保護審議委員会

2 開催日時

令和7年 6月 26日(木) 9時30分から11時10分

3 開催場所

会議:中央公民館えみりあ 会議室

現地視察:池の平湿地帯

4 出席者氏名

文化財保護審議委員

亀山勝保委員 小椋吉範委員 宮下稔委員 山本晃永委員 坂本正夫委員 大原均委員
事務局

教育長 溝上正弘 教育委員会事務局長 西浦素之 生涯学習係長 高橋直人
生涯学習係 米山 梓・中島裕治・今村由美子

5 協議事項

(1) 池の平湿地帯の保全について

(2) 令和7年度文化財保護事業計画

6 傍聴人の数

なし

7 会議資料の名称

令和7年度 第1回 松川町文化財保護審議委員会 資料

8 審議の概要

1 開会

2 あいさつ(教育長、委員長)

3 自己紹介

4 協議事項

(1) 池の平湿地帯保全について

【説明】資料に基づき事務局から説明

【質疑・意見】

委員 A 6月12日に議会の社会文教委員の議員の視察があったようだが、その時の議員の感想を教えて欲しい。

事務局 議員が代わったので、まずは状況を説明した。池の平湿地帯の事を初めて知った方が多かった。内部の様子を見てみたい、今後活用されるといい、文化財としての維持や継続には検討が必要か、というような感想が出た。

委員 B 中に入るには歩道や支障木の伐採など整備が必要。

委員 A 池の平湿地帯以外に松川町内に湿地はあるのか。

委員 C 大きなものはない。以前中山地区にハッチョウトンボが生育している小さな湿地があったが、今は荒れてしまっているようだ。

委員 A 町内に湿地がたくさんあれば池の平の保全の必要性は下がるが、他にないとなれば貴重な環境という事で保全は必要だ。以前の昭和56年、池の平が文化財に指定されたとき、当時の伊藤先生が「手を入れない形での保全」が望ましいとの意見だった。40年以上たった現在は、大木が茂り様子が大分変化してしまっている。池の平付近は地質や地形から見て湿地は恒久的に維持される場所なのか。

委員 D 恒久的にあるとはいえない。池の平の場合は扇状地からの伏流水が湧き出ていることで湿地となっているのですぐに水が涸れるようなことは無いと思われ、条件的には湿地としての環境が良い。

委員 A 保全してもいずれ陸化し無駄ならば保全する価値があるのか。

委員 C 確かに湿地はいずれ森林化していくものだが。

委員 A 手を入れることで湿地が維持できるのであれば、町内では貴重な湿地だけに価値はあるのではないかと。

委員 B 手を入れる一つの方法として、水を途中でせき止め池を作ったらどうか。

委員 C 以前、池への注ぎ口付近や湿地内部にモウセンゴケやサギソウがたくさんあった。今はなくなってきている。池の平部分は民間の所有なので仕方ないが湿地帯内部でどうにか出来ないのか。

委員 E 昭和 56 年の記録では湿地帯にも自生していたようだ。上片桐の大沢の堤に以前ザゼンソウが生育していたが、今はない。菖蒲平も草刈りなどをしてハルリンドウなどはあるようだが、ザゼンソウはない。

委員 D 30 年くらい前、春蘭の会がサギソウを池の平周りに植えており、湿地にサギソウが群生していた。伏流水による湿地は珍しいところだ。そう考えるとこの湿地帯は貴重だと思う。

委員 A 湿地に泥は堆積しているのか。

委員 D 場所にもよるが、だいたい 50 cm くらいは泥炭が溜まっているのではないかと。

委員 A 湿地を残していくという共通の立場で考えていきたいが

委員 E これまでの調査で確認した通り、池の平のザゼンソウはたくさん株があっても花が咲かない。諏訪の有賀峠野ザゼンソウはたくさん花が咲く。そこは、大きな木は無く、ある程度の日当たりがあるところだ。

委員 A ザゼンソウの保全を池の平湿地帯保全の一つの柱・中心として考えるのであれば、そこへ視点を当てた環境を作り保全していく必要がある。そうなれば他のザゼンソウ自生地を見学したりしどのような環境にすれば良いか学習する必要がある。例えば、阿智の伍和の自生地など。また、他に保全の対象となる植物があるか洗い出していく。例えば、ギンリョウソウや水苔など。

委員 B 湿地を保全するとなれば大きな木はどうするか、残す木と伐採する木を決めていくことも必要。まず檜や松などの大木をどうするか。

委員 C 昭和 56 の文化財指定当時の植物、植生を確認し、現在残っている植物、なくなってしまった植物をはっきりさせる。その上で指定当時の環境に戻し、もともと自生していた植物が生きていける環境を維持していく事が大切では無いか。すでに無くなっている植物は他から持ってこない方がよい。

委員 A 過去に伊藤文男先生が調べた時にあったものを確認し、現在はないとわかったとき、外から移植することをどう考えるか。戻ってくる環境を作る？

委員 C 完全に外から持ってくるのは違うと思う。

委員 A 町内で湿地帯ではなくなってしまった植物が見つかったとしたら移植するのはいいか。

委員 C そのくらいならいいだろう。湿地にしろ、何にしろ、自然は変化していくのが普通。

事務局 池の平湿地帯の価値について協議いただいたが、自然保護区としての価値を依然として有しているということで、文化財の指定は継続してよいか。

委員全員 良い

○今後の進め方について

事務局の説明 簡易測量、植生調査、保全計画の検討

2月～3月 ザゼンソウ観察会

どこかで審議委員会から町に池の平湿地帯の整備及び保全、活用についての意見書(提言書)を提出する

委員 A どのような立場で手を入れていくかの共通意識を委員の中で持ちたい。

そのため、相談の機会を持ちたい。例)木の伐採、水、指標の植物など……

委員 D 植物の分布を調べるため、方形区を作った。これを南側にもう2列広げたい。植物の分布とともに水がどこから湧き、どう流れているか、あるいは溜まっているかをきちんと地図に落とし把握すべき。その上で保全の計画を作っていけば良い。

委員 E 昭和56年の陳情に植物の事も全部出ているので陳情書を確認する。

事務局 昭和56年の資料を活字化し、資料として示せるようにする。

委員 D 町の考え方はどうなのか。

事務局 現段階では調査を実施しているという事は共有されているが、今後の方針は未定。

今回の会議で指定継続という方向性が定まったので、町の動きはこれから。

信大のOBの方等が湿地帯にも関わってくれるといってくれている。今後必要に応じて依頼することもあるかもしれない。

委員 A 整備前に見学したい人が居たらどうするか。

事務局 現在は調査中かつ未整備につき一般の人の立ち入りは禁止しているが今年度2月には一般向けの観察会をやる予定。個別に要請があれば職員が案内する。

委員 B 周辺に積んであるタイヤがどうにかならないか。個人のものか果樹園の焚き残しか。

事務局 所有者を確認し、撤去をお願いしていく方向で考える。

5 報告事項

(1) 令和 6 年度文化財保護事業計画

(2) 資料館講座事業計画

【説明】資料に基づき事務局から説明

【質疑・意見】

○ツツザキヤマジノギクの保全について

委員 A 今年は 5 月・6 月に除草作業を行ったが、観察会までの間に 8 月に 1 回で大丈夫か。
例年草がすごいので出来れば除草作業を増やした方が良いのでは。花の美しさを見てもらえないと作業に参加する人も減ってしまう。

事務局 検討していく。

6.閉会 （終了 10:45）

閉会后、池の平湿地帯現地確認(11:00～11:45)

以上